

日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No. 24（2021 年 10 月上旬号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

#### ■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

##### 器具・容器包装に係る営業の届出とは？

今回は食品用合成樹脂製器具・容器包装が関係する営業の届出についてお話しします。食品衛生法第 57 条により、営業を営もうとする者は、省令で定めるところにより届出が義務化されています。ここでの営業には、一般に、製造、輸入、販売が想定されます。

一方、この条文には、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるものを除くとあります。令和元年 10 月 9 日政令第 123 号は、第 35 条の 2 で公衆衛生に与える影響が少ないものを扱い、その五で「器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業」を示しています。これにより、器具・容器包装の営業の届出対象は、製造に限定されることが分かります。

## 厚生労働省令で定める具体的な届出事項

	項目
1	届出者の氏名(ふりがなを付す。)、 生年月日及び住所(法人にあつてはその名称(ふりがなを付す。)、 所在地及び代表者の氏名(ふりがなを付す。))
2	施設の所在地(自動車において営業をする場合に <u>あつては</u> 、当該自動 車の自動車登録番号)及び名称、屋号又は商号(ふりがなを付す。)
3	営業の形態及び主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装に 関する情報

届出の対象となるのは、以下の営業者

- ・ 食品等を製造する営業者に納入される直前の容器包装を製造する営業者
  - ・ 器具(部品を含む)を製造する営業者
  - ・ 器具又は容器包装の製造を委託している場合は、委託する者及び委託先ともに対象
- ・ 許可とは異なり、要件(施設基準)はない。  
・ 更新不要。  
・ 廃業した場合は届け出ること。  
・ 令和3年6月1日より施行。既に営業中の事業者は施行から6ヶ月以内(令和3年12月1日まで)に届出。施行前に届け出ること可能。

営業の届出は令和3年6月1日施行とされましたが、上記のように既に営業中の事業者は施行から6ヶ月以内、即ち12月1日までに届け出ることが出来ます。ここに示された届出対象を再確認し、適切な対応をお願い致します。

### ■食品接触材料関連技術資料概要紹介

#### 旧ポリオレフィン等衛生協議会アーカイブスの紹介

前回(9月下旬号)より旧ポリオレフィン等衛生協議会(旧ポリ衛協)アーカイブスとしてポリ衛協ホームページのコンテンツから代表的なプラスチックの種類説明を掲載しています。前回に引き続き、ポリエチレンのうち今回は直鎖状低密度ポリエチレン・高密度ポリエチレン・その他のエチレン系共重合体について紹介しましょう。

#### \*直鎖状低密度ポリエチレン

直鎖状低密度(Linear Low Density)ポリエチレンは、略してLLDPEとも呼ばれていません。

LLDPE は、エチレンと  $\alpha$ -オレフィン（ブテン、ヘキセン等）とを共重合することで、直鎖状の分子を合成します。その直鎖状の分子の中には  $\alpha$ -オレフィン由来の短鎖分岐が存在しており、分岐の量を調整することにより、固体状態の結晶化度をコントロールしています。密度はおおよそ  $910\sim 939\text{kg/m}^3$  となっています。

LLDPE は LDPE に比べ、引張強度・引裂強度・衝撃強度に優れる、ヒートシール強度が高い、高速充填性能を有する、耐熱性が高い、耐ストレスクラッキング性（環境応力割れ）に優れる等の性質を持っています。

LLDPE が多く使われている製品用途例としては、ナイロン等の別素材と積層して使用する食品包装（液袋、固体、粉体包装）、容器口栓、紙おむつ外装袋、肥料袋等があります。

#### \* 高密度ポリエチレン

高密度（High Density）ポリエチレンは、略して HDPE とも呼ばれています。

HDPE は分岐がほとんどない直鎖状の分子形状となっており、密度は  $950\text{ kg/m}^3$  前後を示します。HDPE は PE としては比較的硬く、耐熱性があります。HDPE が多く使われている製品用途例としては、スーパー・コンビニのレジ袋、シャンプー容器、ポリバケツ、コンテナ、灯油缶、水道管・ガス管等があります。

#### \* その他のエチレン系共重合体

エチレンと酢酸ビニルとの共重合体、エチレンと（メタ）アクリル酸エステルとの共重合体、エチレンと（メタ）アクリル酸との共重合体等のエチレン系重合体はポリエチレンと同様の成形方法を用いて、様々な用途に使用されています。

これらの共重合体に共通の性質は、透明性が良好、柔軟性に優れる、他素材との接着性を有するなどです。これらの性質を活かして、フィルム、シート、成形品等に広く使用されています。

- この概要に対応する資料については、センターHP 会員のページに掲載されました。

#### ■お知らせ

##### 食品接触材料に関する内外の動き

- 9月7日韓国食品医薬品庁（MFDS）は「器具及び容器・包装の基準及び規格」改正を告示した。5月31日WTO通報（G/SPS/N/KOR/720）に基づき、リサイクルPET（無色）を中心に規格基準を整備するもので、2022年1月施行される。リサイクル材としてPETについてはマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルいずれも認められる。PET以外の材質についてはケミカ

ルリサイクルだけが認められる。材質規格において、合成樹脂は9つにGr化された。またアクティブ・インテリジェント材料の使用が認められた。

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_211/view.do?seq=14623&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm\\_seq\\_1=0&itm\\_seq\\_2=0&multi\\_itm\\_seq=0&company\\_cd=&company\\_nm=&page=1](https://www.mfds.go.kr/brd/m_211/view.do?seq=14623&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm_seq_1=0&itm_seq_2=0&multi_itm_seq=0&company_cd=&company_nm=&page=1)

●9月16日中国国家衛生健康委員会は「食品接触材料及び成形品の総移行量試験測定 GB 31604.8-2021」を公布した。施行日は2022年3月7日。この国家標準は、GB 31604.8-2016を改正するもので、主な改正点として、オリーブ油の分析において重量法をGC法に変更したこと、試験サンプルに含まれる水分量の補正がある。

<https://sppt.cfsa.net.cn:8086/staticPages/FOBEF6D8-A24B-475F-ACA1-950DC8D89E8D.html>

●欧州委員会 DG SANTE は、先頃、6月21日開催されたFCM WGの議事録を公表した。ここでプラスチック規則（PIM）の第16次改正案が検討されており、特に適合宣言のテンプレート（型式）開発が注目される。また食品接触材料に係るリサイクル規則（欧州委員会規則（EC）No282/2008）の改正案が間もなく公表されることが分かる。

[https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-09/reg-com\\_toxic\\_20210621\\_sum.pdf](https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-09/reg-com_toxic_20210621_sum.pdf)

[https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-07/cs\\_fcm\\_wg\\_20210629\\_pres.pdf](https://ec.europa.eu/food/system/files/2021-07/cs_fcm_wg_20210629_pres.pdf)

●9月14日 ECHA は、REACHに基づく高懸念物質（SVHC）（第25次リストまで総計219品目）を含む成形品400万超のDB（SCIP（Substances of Concern in Products））完成を公表した。この中に、PLに収載されたSVHCを含む食品接触成形品も含まれる。

<https://echa.europa.eu/-/know-more-about-hazardous-chemicals-in-products-scip-data-published>

●9月29日「食品ロスと廃棄啓発のための国際ディ」において、国連食糧農業機関（FAO）は「リデュース、リユース、リサイクル：食品包装材料への真言」を公表し、プラスチック包装材料の環境問題と食品ロス問題とのトレードオフを広報した。

<http://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1441299/>

---

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

- － JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”を  
ご覧下さい。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>
  
- － 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。  
([info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp))
  
- － 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に  
【停止希望】 又は 【メールアドレス変更】 とお書き頂き、メールをご返信下さい  
(メールアドレス記載)。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせて  
お知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター  
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階、8 階  
Tel : 03-5541-6901 e-Mail : [info-fcmcs@jcii.or.jp](mailto:info-fcmcs@jcii.or.jp)  
URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>